

太陽 Grant Thornton Advisory Insights

コーポレートガバナンス

今回のテーマ： 国際評価基準審議会（IVSC）の動向から見るバリュエーション実務の課題
～評価実務を巡る課題と評価資格制度導入による今後の展望～

はじめに

企業価値評価のニーズは、M&A、スタートアップ企業・ベンチャー企業における資金調達やストック・オプション、事業承継など様々な局面にあり、企業価値評価は、あらゆる株式会社に必要とされています。また、会計上ものれんの減損やPPA、非上場株式の減損等の検討が求められ、会計業務においても企業価値評価の理解が重要な時代になりました。このように評価・バリュエーションが重視される現在、国際評価基準審議会（International Valuation Standards Council: IVSC）は、評価実務に携わる評価者の品質を一定に保つ仕組み（評価資格制度）を検討しています。

本稿では、評価実務を巡る課題を解説し、その上で評価資格制度導入による今後の評価実務に関する展望を解説いたします。

なお本文中意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめ申し添えさせていただきます。

1. 評価実務の指針・基準と我が国における評価実務の課題

評価実務の質を一定水準に保つためには、評価実務の指針・基準が必要です。IVSCは、リーマンショックを契機に従前より存在した国際評価基準（International Valuation Standards: IVS）の質を向上させるべきとの要請が高まったことから、国際的に評価の質を上げる活動を加速し、IVS2017を公表しました。その後、IVSCは、2020年1月31日から適用される基準を公表してからは、毎年、基準を見直す方針をとっています。

一方、我が国では、日本公認会計士協会が、評価実務の参考となる指針として、「企業価値評価ガイドライン」（2007年公表、2013年改正）を公表しています。2013年改正は、不適切な企業価値評価（公認会計士が、非現実的な事業計画に基づいて高い企業価値を報告）を利用した不正会計が発覚したことに対応して、不正を防止する観点から改正したものです。主たる改正事項としては、評価業務に際して提供された情報の有用性及び利用可能性の検討・分析が重要であることを評価者に注意喚起したことがあげられます。

しかしながら、評価業務に従事する方々とディスカッションしてきた経験からは、2013年改正の趣旨を理解する方は少なく、提供された情報の有用性及び利用可能性を検討・分析することの重要性について啓蒙する必要があると考えています。また、会計監査の過程で、「評価報告書」に基づいて適正な会計処理がなされているかどうかを検討する際にも、事業計画等の資料を所与として計算過程を確認するだけでは不十分であり、事業計画が非現実的なものかどうかを過去実績との比較等による分析やマネジメント・インタビュー等の対応により検討することが必要です。また、財務デューデリジェンスでの重要な検出事項が、評価業務において考慮されていることを確かめることも必要です。

評価業務を依頼する企業の方々に対して、このようなプロセスを実施する評価者を選ぶことが肝要である旨の啓蒙活動も必要であると考えられます。

2. 評価資格制度の必要性

評価実務の質を一定水準に保つためには、評価実務の指針・基準に加えて、IVSCが検討するような一定の品質を保持するための評価資格制度が必要です。IVSCは、近年、Quality Mark（評価人の資格制度の検討に取り組んでいます¹。IVSCのQuality Markは、評価職業専門組織たる各機関や団体により、その会員に対して資格を付与するかたちでの運用が構想されています²。

我が国の評価職業専門組織は、不動産鑑定士協会連合会が存在するのみで、企業価値評価に関する評価職業専門組織は存在しておらず、企業価値評価に関する評価職業専門組織を組成することが課題としてあげられます。また、IVSCのQuality Markを前提にした企業価値評価に関する評価職業専門組織を立ち上げる際には、IVSに準拠した評価ができる者を会員にするため、我が国の評価者は、IVSに精通することが求められます。

おわりに

企業価値評価ニーズが高まる現在、国際的に評価実務の品質管理に対応する動きが加速されることが予想されます。評価実務に携わる方々は、我が国の評価実務が国際的に信頼を得ることが喫緊の課題であることを認識し、評価実務の品質管理に関する制度化に対し積極的に関与すべきであると考えられます。

なお、日本公認会計士協会は、2019年に従前のバリュエーション専門委員会を改組し、IVSC対応専門委員会を立ち上げ、上記の課題に取り組んでいます。2020年代は、評価実務の世界が一新されるものと認識し、これらの動向を注視することが重要であることをご理解いただければ幸いに存じます。

¹ 米国では既に2017年に評価資格制度 (Certified in Entity and Intangible Valuations : CEIV) が発足しています。

² 会計監査ジャーナル 2019年7月号「国際評価基準審議会 (IVSC) Sir David Tweedie 議長に訊く～IVSCの活動と今後の展望について～」を参照ください。

<執筆者>

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社

エグゼクティブ・アドバイザー 公認会計士 中嶋 克久

監査法人在籍時におけるベンチャー・キャピタル及び預金保険機構への出向等によりエクイティ関連業務を多面的に経験した後、資本政策関連サービスを事業とする会社を創業。裁判所の委嘱による株価鑑定やMBO、株式交換等の第三者委員会委員等の実績もあり、現在、日本公認会計士協会IVSC対応専門委員会専門委員も務める。

主な著書、記事に「資本政策の考え方と実行の手順」(共著、中経出版)、「ストック・オプション会計と評価の実務」(共著、税務研究会出版局)、「企業価値評価の実務Q&A」(共著、中央経済社)、「JCOM最高裁決定の示唆する「公正な手続」と実務」(旬刊商事法務 No.2126)等。

以上